









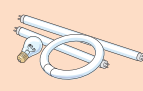



ごみはルールを守って出しましょう。

▶ 町が収集するごみ

分類	収集日	ごみの種類	出し方の注意
燃えるごみ (可燃ごみ) 	毎週2回 半透明または透明の袋で 午前8時までに 出してください。	生ごみ/天ぷら油/紙くず/紙おむつ/CD・ビデオテープ/ブラシ類/ポリバケツ/洗面器/文具・玩具/雑草・落葉類/革製品/アルミ箔加工した製品/汚れの著しいもの/長靴等ゴム製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみは十分水切りしてください。 ● 紙おむつは汚物を取り除いてください。 ● 雑草・落葉類は、土をはらい乾燥させて、袋に入れてください。(1回3袋程度まで) ● 金具類がついていたらなるべく取ってください。 ● ポリバケツ等ごみ袋へ入らない場合は粗大ごみ等集積所に出してください。
燃えないごみ (不燃ごみ) 	毎月1回 半透明または透明の袋で 午前8時までに 出してください。	化粧ビン/せともの/金物/ガラス片・混ぜたかけら/小型電気製品/水筒(金属製・魔法瓶)	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋に入らないものは粗大ごみ等集積所に出してください。 ● 製品内の電池は抜いてください。 ● 照明器具は電球・蛍光管を外してください。 ● ガラス片など割れ物や刃物は紙に包んで出してください。
容器包装プラスチック 	毎月2回 半透明または透明の袋で 午前8時までに 出してください。	ボトル類/パック・トレー類/カップ類/袋類(レジ袋・ポリ袋)/その他	<ul style="list-style-type: none"> ●  マークが目印です。 ● 容器類はフタを取ってください。 ● 汚れを落として水切りしてください。 ● 次のものは燃えるごみに出してください。 * 家電製品等の緩衝材(発泡スチロール) * 汚れの落ちないもの(マヨネーズ、ケチャップ、歯磨き粉などのチューブ容器) * プラスチック製品(ポリバケツ、洗面器、ストロー、玩具など)
空き缶 	毎月1回 第2火曜日 午前8時までに地区で指定した集積所へ出してください。	アルミ缶/スチール缶/その他のスチール缶(海苔缶、ミルク缶、缶詰の缶など)	<ul style="list-style-type: none"> ●  マークが目印です。 ● 中身を空にして水洗いしてください。 ● 缶詰のふたも空き缶です。
空きびん 		集積所で透明(白)/茶色/その他の色に分けて出してください	<ul style="list-style-type: none"> ● 食べ物、飲み物、飲み薬のびんが対象。 ● 水洗いしてふたを外してください。 ● ビール瓶、一升瓶はできるだけ販売店へ。 ● びんのラベルはとらなくても結構です。
ペットボトル 		<ul style="list-style-type: none"> ●  マークが目印です。 ● ふたとラベルを外し水洗いしてください。(ふたとラベルは容器包装プラスチック) ● 工作したペットボトルは燃えるごみです。 	
紙類 		飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ● 牛乳パックなど飲料用の紙パックが対象です。 ● 水洗いして切り開いて出してください。 ● アルミ加工したものは燃えるごみです。
有害ごみ 		乾電池類/蛍光管/電球/水銀体温計/水銀温度計/水銀血圧計 * 電子式体温計・電子式温度計・電子式血圧計は燃えないごみへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 蛍光管、電球は購入時の箱に入れるか、紙につつんでください。 ● リサイクルマークのついた充電式電池は販売店に出してください。 ● 割れてしまったものは半透明の袋に入れてください。
危険物 		スプレー缶/カセットボンベ/ライター	<ul style="list-style-type: none"> ● 中身を使い切ってから出してください。 ● ※使い切ったら穴を開ける必要はありません。

町が収集するごみ

資源ごみなど

生活・環境・住まい

分類		収集日	ごみの種類	出し方の注意
その他集団回収	資源ごみ 	年2~3回 (各小学校で実施しているリサイクル運動へ)	古新聞／古雑誌／チラシ、厚紙／ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> 古新聞、古雑誌、チラシ・厚紙に分けて紐掛けまたは新聞社配布の紙袋で出してください。 ダンボールは、たたんで紐掛けしてください。 できるだけ「紙ひも」を使用してください。(ガムテープの使用は避けてください。)
	燃える粗大ごみ 	開場日 毎週水曜日 土曜日 (一部変更あり)	家具／ふとん・カーペット類等／庭木の剪定枝木／ボランテア清掃ごみなど	<ul style="list-style-type: none"> 畳、網戸、障子、ふすまなどのリフォームで出るものは、工業者に依頼してください。 じゅうたんは、丸めて紐掛けして出してください。 マットレス等はスプリングの入ったものでも出せます。
	燃えない粗大ごみ 	開場時間 午前9時～午後4時 ●役場住民課で投棄券をもらってください。(無料) ●町内から出る家庭ごみに限ります。	自転車・三輪車／電気ストーブ／石油ストーブ／スキー用具／扇風機／電子レンジ／ガスコンロ／掃除機など	<ul style="list-style-type: none"> 灯油は必ず抜き、乾電池も外してください。 家庭用電化製品はリサイクル費用のかからないものです。
古着・布類 		シーツ／Tシャツ、ワイシャツ／ズボン、セーター／制服、背広／雨合羽／ヤッケ／下着類	<ul style="list-style-type: none"> 着れるものならリサイクルできます。 洗濯して袋に入れて出してください。 汚れたもの、裁断くずは燃えるごみです。 座布団、まくらは燃える粗大ごみです。 	

分類		ごみの種類	出し方の注意
出せない・持ち込めないごみ	危険なごみ・処理できないごみ 	タイヤ／バッテリー／廃油／灯油・ガソリン・シンナー／ガスボンベ／ペンキ／農業用ビニール／農薬・火薬類／農業用機械／医療系廃棄物／消火器／耐火金庫(15kg以上)／ピアノ／浴槽／物置／建設資材／事業所の加工製造等で出たもの	<ul style="list-style-type: none"> リフォームで出るものは、工業者に依頼してください。 不明なことは役場住民課にご相談ください。
	再商品化家電製品など 	ブラウン管テレビ／エアコン／冷蔵庫・冷凍庫／洗濯機／液晶・プラズマテレビ／衣類乾燥機 パソコン	<ul style="list-style-type: none"> 購入した販売店または買換えする販売店に料金(リサイクル、運搬)を支払って引き取ってもらってください。 量販店などにご相談ください。

川北町ごみ分別事典

<https://gb.hn-kouiki.jp/kawakita>



スマートフォンやパソコンなどで、ごみの分別方法や収集日を確認できます。また50音順で分別種類の確認もできます。ぜひご利用ください。

地区のごみ収集日(平成29年4月～)

地区名	可燃物(毎週)	不燃物	容器包装プラスチック	資源ごみ
藤蔵・中島・三反田・サンハイム三反田・草深・上先出・下先出・けやきタウン・サンハイム中島	月曜日・木曜日	第3金曜日	第2・4金曜日	毎月 第2火曜日
吉ツ屋・与九郎島・上田子島・舟場島・橘・橘新・朝日	火曜日・金曜日	第3水曜日	第2・4水曜日	
下土室・グリーンタウン・サンハイム川北・下田子島・木呂場・木呂場新町・サンハイム橘・なでしこタウン・ひばりタウン	水曜日・土曜日	第3木曜日	第2・4木曜日	

(注) 可燃物は祝日、祭日、お盆休み、年末年始などで収集日が一部変更になることがあります。地区別『ごみカレンダー』に基づき、いずれも午前8時まで決められた場所に出して下さい。

①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝8時までに出してください。

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- ごみカレンダーを確認して収集日に出してください。ごみカレンダーは年2回全戸配布するほか、役場1階住民課に置いてあります。

川北町粗大ごみ等集積所

- ◆場所…(株)山本組産業廃棄物処理施設の横(川北町田子島地内)
 - ◆開所日…毎週水曜日・土曜日〔一部土曜日を日曜日に変更。詳しくは毎年3月に全戸配布しているチラシの「開所日一覧表」をご覧ください。〕
 - ◆開所時間…午前9時～午後4時
 - ◆料金…無料(役場住民課で発行する投棄券が必要です)
 - ◆持ち込みできるもの
 - 燃える粗大ごみ(剪定枝を含む)、燃えない粗大ごみ
【家庭では、ごみ袋(おおむね45ℓ程度)に入らないものです】
 - 古着・布類(着れるものならリサイクルできます)
- ※31ページの「粗大ごみ等集積所に持ち込むごみ」をご覧ください。



※場所は40ページの「TownMap」でご確認ください。

持ち込む際の注意事項など

- 川北町内の家庭から出たごみに限ります。
- 最大積載量2t以下の車両でお越しください。
- 剪定枝木を出す時は、太さ10cm以下で、長さ1m以下に切って、束ねてください。小型のフレコン袋で出した場合は、更に長さ40cm程度(指先から肘までの長さ)に切ってください。なお、集積所で小型のフレコン袋の貸出しもしています。
- 資源ごみや危険ごみ(乾電池・蛍光管・スプレー缶・カセットボンベなど)の収集ボックスも設置しています。
- 事業所、剪定業者の持ち込みはできません。
- 川北町役場住民課で投棄券をもらってください。

家庭用生ごみ処理機器購入費補助金

家庭ごみの減量化及び生活環境衛生の向上を図るため、電化製生ごみ処理機やコンポスト容器を購入した世帯に対して補助を行っています。

- ◆補助額…購入費の1/2(生ごみ処理機は1世帯あたり1台限度(5年経過後の更新費用も可)、コンポスト容器は1世帯あたり2基まで)上限3万円
- ◆必要なもの…申請書、領収書と保証書の写し、印鑑(認め印)

上水道

問 土木課

水道に関する届出について

次のようなときは、事前に届出が必要です。

- 家を新築するとき
- 使用者や所有者の名義が変わるとき
- 一定期間水道を使わないとき
- メーターを撤去するとき
- 使用の用途を変更するとき

宅内で漏水している場合

宅地内での漏水の確認方法

- ①すべての蛇口を閉める。
- ②水道メーターのパイロットを確認。
- ③水を使用していないのに回転している場合は漏水です。



メーター表示部

➡ すぐに川北町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

修理費用については自己負担となります。また土木課にも連絡をお願いします。

水道メーター検針時のお願い

水道メーターは1ヶ月に1回検針を行います。

スムーズな検針のために

- メーターBOXの上に物を置かないで下さい。
- メーターBOXの中に泥や土が溜まらないようにして下さい。
- 犬はメーターBOXから離れた場所につないでおいて下さい。

きれいな水で、快適な暮らしを

下水道使用料は、皆さんの家庭の台所、風呂、トイレなどから流れる汚水をきれいな水にするための費用に充てられるもので、下水道（農業集落排水施設）を使用している人に負担していただいています。

▶下水道使用料

下水道使用料金は、一般家庭の料金は定額となっています。料金の支払いは3ヶ月ごとに請求します。

納付は、納入通知書または口座振替でお願いします。納入通知書を利用する場合は役場または、納入通知書の裏に記載してあります金融機関で納付をお願いします。口座振替を利用する場合は役場窓口または町内金融機関（ゆうちょ銀行含む）で手続きをしてください。お支払いは便利で確実な口座振替をご利用ください。

▶こんな場合は手続きを

次のような場合には印鑑を準備して、届出の手続きをしてください。

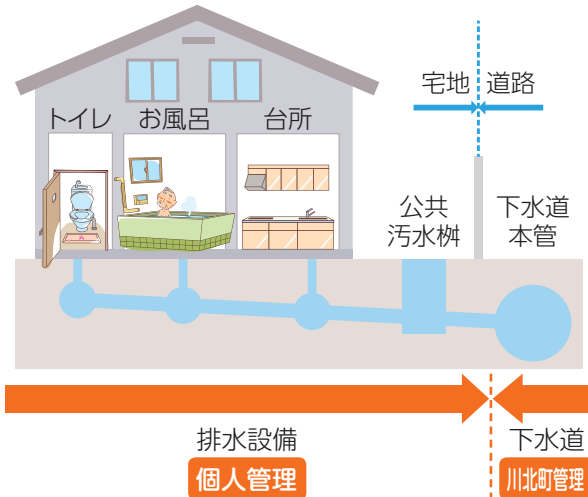
- 転居、転入、転出
(新たに利用される場合または使用される方がなくなる場合)
- 使用者や所有者が変わるとき
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません)

▶浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。

下水道の利用開始と中止

家庭からの汚水を下水道に流すために、宅地内に設置された柵や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙（トイレットペーパー）を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)
指定工事店にご連絡ください。



各種補助制度

▶住宅耐震改修工事補助金

問 土木課

地震による建築物の倒壊などの災害を未然に防止し、町民のみなさんの安全を確保するため、耐震改修等に係る費用を補助します。

◆対象となる建築物…昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

◆補助対象者…当該住宅を所有し、かつ居住している者

◆補助金額…①耐震診断：補助率3/4(上限額9万円)

②耐震改修：150万円を上限(改修費用が150万円未満の場合は、改修に要した費用以内の額)

※耐震診断を行い、「倒壊する可能性がある」と判定された住宅が対象となります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

問 土木課

環境への負荷の低減のため、及び地球温暖化防止対策の一環として、町内の住宅用太陽光発電システムの導入を促進するため、設置費の一部を補助します。

◆補助を受けることができる条件

- ①新品の発電設備であること
- ②システムの最大出力が10kW未満であること
- ③電力会社と電力需給契約を締結していること
- ④自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する人
- ⑤自ら居住するためにシステム付きの住宅を購入する人

※ただし、本人及び同一世帯の親族が町税等を滞納していないこと

◆補助金の額

1kW当たり50,000円(上限4kW 200,000円)

◆提出書類

- 補助金交付申請書
 - 収支予算書
 - システムの概要(カタログなど)
 - 設置場所の位置図
 - システム設置に係る経費の内訳(見積書など)
- ※必ず工事着工前に申請してください。

空き家バンク制度

問 土木課

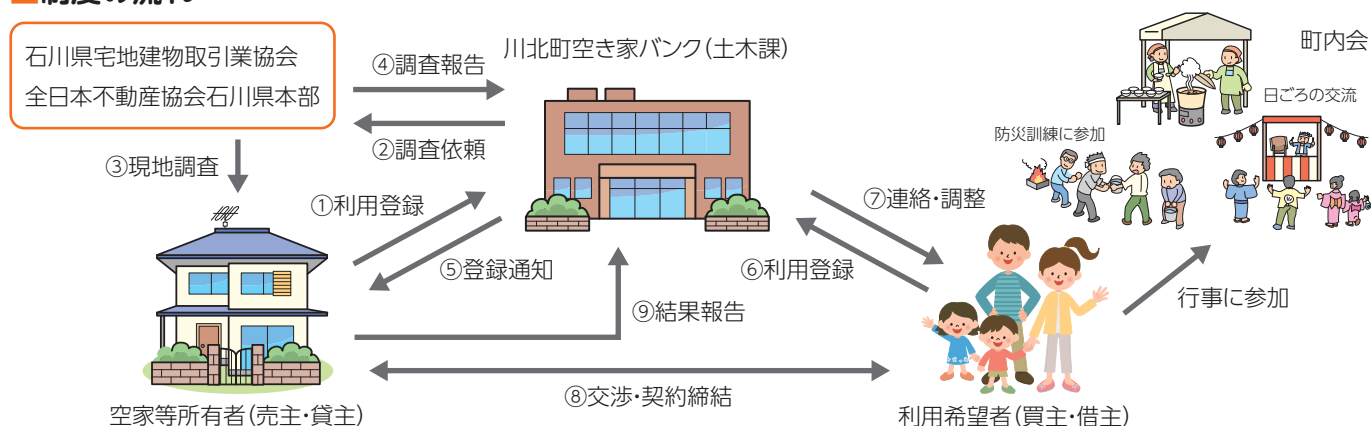
近年増え続けている空き家の有効活用と定住・移住を促進するため、「川北町空き家バンク実施制度」を設けて、町内の空き家情報を提供しています。

この制度は、空き家を貸したいまたは売りたいと考えている所有者の方に登録していただき、空き家を借りたいまたは買いたいという利用希望者に、情報を提供する制度です。

◆注意事項

- 空き家の賃貸借及び売買に関する交渉、契約は、空き家等所有者と利用希望者で直接行ってください。
- 川北町は空き家の取引等に関する仲介は行いません。
- 登録を希望する物件については、立入調査を行いますのでご協力をお願いします。
- 空き家バンクへの登録費用はかかりません。
- 空き家バンクを利用し交渉を行った場合は、結果を役場土木課までご報告願います。

■制度の流れ



住宅リフォーム助成事業補助金

問 土木課

町民の方々の生活環境の向上と住宅関連産業の安定のため、既存の住宅のリフォーム工事を行う場合に経費の一部を助成します。

※必ず工事着工前に工事内容のわかる図面・見積書・写真等を持参の上、お問い合わせください。(工事着工後は補助対象になりません。)

◆補助金の額

- 対象工事費用の10%(上限20万円)

◆対象住宅

- 戸建て住宅・店舗併用住宅のうち居住部分
- 過去に住宅リフォーム助成を受けていない住宅

◆補助対象工事

- 屋根及び外壁の工事
 - 床・内壁・天井・柱などの改修工事
 - 浴室・台所・お風呂・トイレなどの水廻り改修工事
 - 建具・畳・窓ガラス・サッシなどの工事
- ※リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設の配管、配線工事も含みます。

◆補助対象外工事

- 家電製品・厨房製品等(システムキッチン・IHクッキングヒーター・換気扇等)
- 衛生製品等(ユニットバス・洗面化粧台・トイレ器具等)
- その他(エコキュート設備・シャッター・暖房器具等)

■新築住宅取得奨励金

問 土木課

戸建て住宅を新築又は購入し、川北町に定住する方に一律50万円の奨励金を交付します。

住宅の建て替えも対象になります。

◆奨励金の交付対象者

- (1) 交付対象となる住宅の所有者
- (2) 住宅の所在地に住民登録をすること
- (3) 税及び使用料の滞納がないこと
- (4) 所有者が奨励金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上継続して、交付対象住宅に居住すること

◆奨励金の申請期限

住宅が完成して(検査済証の交付)から6ヶ月以内

◆提出書類

- 奨励金交付申請書
- 検査済証の写し
- 住宅位置図及び平面図
- 竣工写真
- 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- 登記全部事項証明書(建物)の写し
- 誓約書兼同意書
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の納税証明書の写し

■生垣設置奨励補助金

問 産業経済課

町では豊かな地域づくりを応援するため、「生垣設置奨励補助金」の制度があります。これから宅地内に生垣設置を予定している方は、ぜひこの補助制度をご利用ください。

◆補助金額

- 新たに生垣を設置する場合
1mにつき5,000円以内
- 既存の塀などを取り壊して設置する場合
1mにつき8,000円以内
(ただし公共の道路に2m以上面している生垣のみ。補助対象延長は30m以内)

◆対象

1m以上の高木で成木に達したとき5m程度になる樹木(ぜんそく・かぶれ・毒性・農作物の病気の媒体となる樹木は除く)。

樹木の本数は、1mにつき2本以上。石積み等の上に植樹する場合は、石積み等の高さ1m未満。

◆必要なもの…申請書、位置図、平面図、着手前の写真

■結婚新生活支援事業費補助金

問 住民課

夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下、かつ世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯に対して、婚姻に伴う賃貸住宅の家賃や住宅取得費用、婚姻に伴う引越費用を1世帯あたり30万円上限に補助します。(2019年度新規事業)

町営住宅

問 土木課

◆町営住宅の所在地

住宅名	住所
サンハイム中島	川北町字中島ハ50番地1
サンハイム三反田	川北町字土室い84番地1
サンハイム川北	川北町字土室丙101番地1
サンハイム橋	川北町字橋平12番地2

■入居者の申込資格

1. 住宅に困っていることが明らかな方
持ち家(共有名義を含む)がある場合は申込みできません。
現在、別の公的な住宅に居住の場合や、自己の責任で住宅の立ち退きを求められている方は申込みできません。
2. 現に同居し、または同居しようとする親族がある方
(婚姻の届け出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者または婚姻の予約者も含みます)
※単身者の方でも入居できる場合があります。
3. 入居しようとする世帯員の収入合計が、法令で定められた基準内にあること(高齢者、障害者、子育て世帯などは、基準額の緩和措置がある住宅もあります)
4. 入居しようとする世帯員すべてが、暴力団員でないこと
5. 町税、公共料金等、納期到来分を完納していること

町道

問 土木課

▶町道に穴があいていた

土木課では、道路交通の安全を確保するため、定期的にパトロールをおこなっていますが、もし、皆さんが町道に穴など道路交通の障害になるものを見つけた場合は、土木課までご連絡ください。皆さんのご協力をお願いします。

▶町道の境界確認

町道との境界確認は、町道と私有地との境界を明確にして双方の土地の有効利用のために行われます。土地を登記事務などで測量する場合は、境界確認が必要となります。

▶町道の占用許可

町道に工作物設置や道路を占用する場合、占用許可申請を提出してください。また、町道の形状を変更する場合も町の許可が必要となります。



冬期間、職員が町内パトロールを行い、積雪等の状況により除雪車の出動を判断しております。なお、全路線の除雪作業は民間に委託しております。ご協力ください。

① 違法駐車について

除雪の妨げになりますので、路上には絶対に駐車をしないうちに地区単位で周知徹底を行ってください。路上に駐車してある路線は除雪を行うことができません。

② 自宅等の出入り口の除雪について

除雪車による除雪作業によって、家や車庫の出入り口がふさがることがありますが、除雪車は広い地域を短時間で一斉に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は各家庭で取り除くよう、ご協力をお願いします。

③ 車道への雪投げについて

車道への雪投げは、凍結した場合、重大な事故につながる危険があるため、絶対にやめてください。

④ 空き地の利用について




連続して除雪を行うと、雪を置くスペースがなくなり、十分な除雪ができなくなります。空き地がありましたら雪置き場としての利用に協力してください。

⑤ 防火水利・ゴミステーションの除雪について

地区内にある防火水槽やゴミステーション周辺の除雪は住民の協力にてお願いします。

犬の登録・狂犬病予防接種

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。鑑札、注射済票は必ず犬の首輪につけてください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
<p>登録は犬の生涯に一度です</p> <p>生後90日を経過した日から</p> 	<p>犬が生後91日以上になったら</p> <p>年に1回</p> <p>予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p> 	
<p>手続きができる場所</p>		
<p>1 川北町役場</p> <p>2 狂犬病予防注射集団接種(毎年4月に実施)会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様</p>	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	<p>川北町役場</p>
<p>登録を申請</p> <p>鑑札の交付</p>	<p>狂犬病予防注射</p> <p>狂犬病予防注射済票交付の手続き</p>	<p>死亡届出書を提出</p>
<p>登録手数料 3,000円</p>	<p>交付手数料 550円(別途注射代)</p>	<p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>
<p>飼い主が変わった・引っ越した</p> <p>登録事項の変更届出書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川北町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 		